

## ソフトウェア資産管理システム 仕様書

### 1 目的

職員が使用する端末、ソフトウェア及びライセンス等を管理するためのソフトウェア資産管理システムを導入する。

### 2 システムの賃貸借期間

令和6年2月1日から令和11年1月31日（60月）

### 3 数量等

ソフトウェア資産管理システム 一式

### 4 履行場所

宮崎県総合政策部デジタル推進課（宮崎市橘通東2丁目10番1号）

### 5 ソフトウェア資産管理システム仕様

#### 1 全般

- ア 本契約には、ソフトウェア資産管理システム賃貸借及び保守に係る一切の費用を含むものとする。
- イ 本調達で導入するシステムは、5年間使用するものとし、調達するシステム等は、使用期間において問題なく動作するものとする。
- ウ 構築時及び保守期間においては、不具合対応や各種調整について誠実に実施すること。

#### 2 動作環境

- ア 管理サーバを構成する仮想アプライアンスについて、対応するハイパーバイザーと、管理対象端末台数に応じて必要なスペックを満たすシステムリソースを用意すること。
- イ エージェントは Windows 10 および 11 に対応していること。
- ウ 管理コンソールについて、Google Chrome、Microsoft Edge、Mozilla Firefox、Safari に対応していること。
- エ Active Directory 管理環境以外にワークグループ環境もある事を考慮し、ワークグループ環境での利用も可能であること。
- オ 利用環境に有線 LAN 環境と無線 LAN 環境が併存することから、どちらの環境でも端末を管理し対応できる製品であること。
- カ 管理サーバと管理対象端末間の通信が暗号化されること。
- キ 管理端末が侵害された場合や中間者攻撃に備えるため、512 ビットの楕円曲線暗号 (ECC) 方式を用いて、指示が正規のものであることが認証されること。
- ク 同時に 6,000 台の管理端末を対象として任意のファイル配信指示を実行させる際にも、中継サーバ

や配布ポイント、キャッシュサーバなどの中継専用端末を必要としないこと。

ケ 管理エージェント本体はユーザーモードで動作すること。

コ Windows の新しいバージョンや Feature Update がリリースされた際に、改修することなく管理エージェントが動作するよう、極力 Windows の標準 API を活用した設計であり、実績としても過去の Feature Update リリース時の改修がないこと。

サ 県が利用する USB 暗号化エージェント、ウイルス対策エージェント、クライアント運用管理エージェントなどの端末常駐型ツールと共存できること。

### 3 基本要件

ア 運用統合を計るため、また、障害時の切り分け容易性を考慮し、後述の機能要件を単一製品単一エージェントで充足し、単一管理コンソールで管理できること。

イ 管理対象端末へはエージェント本体のみをインストールし、必要な機能追加は、管理コンソールの操作により遠隔でエージェントへ配信および有効化が可能であること。

ウ エージェントについて、サイレントインストールが可能であること。

エ 管理コンソールにより運用が可能であること。ダッシュボード機能を備えており、管理端末から収集可能な情報に基づき任意のグラフを選択表示でき、データが日々自動更新されること。

オ 運用にあたり、ツール固有の独自言語やクエリ構文の習得を前提条件としないこと。

カ 管理端末から収集した情報を管理コンソールの操作により.csv形式でエクスポートできること。

キ 収集した情報や発生したイベントを、Syslog サーバ、SIEM、SQL サーバ等の外部システムに自動送信できること。

ク 端末管理通信量を低減するため、情報収集命令に対して管理端末は、文字列ではなく、10 バイト以下のハッシュ値を回答すること。ハッシュ値と対応する文字列のマッピングは、管理サーバと管理端末の間で自動的に同期・更新されること。

ケ 同一サブネットに管理端末が複数ある場合は、自動的にリニアチェーンが構成され、管理サーバと管理端末間の通信が低減されること。

コ すべての管理端末が数十秒ごとに管理サーバに自動接続して軽量の通信量で自己の状態を報告することにより、オフラインやスリープ状態になった管理端末が常時把握され、リニアチェーンがいつでも自動的に再構成されること。

サ 指示を実行する対象としたすべての端末が同時に処理を開始することによってネットワーク通信や仮想基盤のシステムリソースが逼迫することのないよう、処理を開始するタイミングは、任意の時間内でランダムに分散されるよう指定できること。

シ 拠点ごとにファイル配信に割くことが可能なネットワーク帯域は異なるため、帯域制御については、ファイル配信先のサブネットごとに任意の値で設定できること。

ス 管理対象端末の指示実行時点における状態や設定を条件にした動的グルーピングが可能であること。  
(所属する AD OU、その時点における IP アドレス、ディスク空き容量が一定の数値以下、指定するレジストリ値と合致する等)

セ 管理端末の用途や所属組織などを容易に識別するためのタグ付け、追加、編集、削除ができること。

ソ 識別するためのタグごとに検索をかけることができること。

タ 検索に絞り込みをかけることができること。

チ 管理対象端末の最新の状態をいつでも迅速かつ正確に把握するため、オンラインである全管理端末を対象として、管理サーバから以下の情報および状態の収集命令を発行し、命令発行時点でのオンラインである全端末の情報および状態を 5 分程度で取得可能なこと。

- ネットワーク設定情報（IP アドレス、サブネットアドレス、接続されているワイヤレスネットワークの詳細情報等）
- 起動中のプロセス一覧
- ハードウェア情報（OS リリースビルド情報、CPU 使用率、メモリ使用量、ディスク空き容量等）
- 特定のファイルのバージョン情報
- 特定のレジストリキーの値

ツ 管理端末に任意のファイルを配信し、任意のコマンドやスクリプトを実行させることが可能であること。

#### 4 機能要件

ア 組織のネットワークに接続されているデバイスを把握し、非管理端末を可視化するため、エージェントが稼働する管理端末が 1 台以上存在するサブネットについて、1 時間ごとに接続されている IP デバイスの自動探索および検出ができること。尚、IP アドレスを範囲指定することにより、探索範囲の指定や除外が可能であること。また、探索の際にマルチキャスト通信やブロードキャスト通信を使用しないこと。ネットワークセグメントによっては探索のための通信が発生することが好ましくないため、探索のための通信を発生させないパッシブスキャンを選択することが可能であること。

イ Windows パッチ管理について、WSUS を必要とせず、適用状態の可視化および配信適用の一元管理ができること。

ウ Windows パッチ以外の更新管理として、任意のアプリケーションおよび Windows Feature Update の適用状態の可視化および配信適用の一元管理ができること。

エ パッチやアプリケーション配信や更新の効率化および適用率の迅速な向上を計るため、配信されるファイルは 100KB 未満の単位に分割された状態で管理サーバから端末に配信され、配信途中で端末が一度オフラインになった場合も、オンライン復帰後は続きからダウンロードされること。

オ Windows パッチの配信適用について、適用対象とするパッチおよび端末の条件、適用スケジュールを、管理者が指定できること。また、管理者が事前に設定することにより、端末ユーザが任意のタイミングで適用を開始することも可能であること。

カ リリースされた Windows パッチに問題がある場合に備え、パッチのブラックリスト設定、パッチの一括アンインストール（該当パッチがアンインストールをサポートする場合）が可能であること。

キ 処理が開始された任意の Windows パッチ、Windows Feature Update や任意のアプリケーションの配信適用ステータスについて、いつでも管理コンソールからオンライン端末に取得指示を出すことができ、その時点における各対象端末の配信適用ステータス、発生したエラーを 5 分程度で閲覧可能なこと。

ク Windows 10 および 11 の Feature Update や、Microsoft Office Click-to-Run、主要なウェブブラウザについては、容易に管理するためのテンプレートが標準で提供されること。

- ケ 端末の管理者権限を有効化する処理を別途加えることなく、任意のアプリケーションのインストールを一元管理できること。ただし、ログインユーザがインタラクティブにインストールウィザードを操作する必要があるアプリケーションも存在するため、ログインユーザ権限で任意のコマンドを実行させることも可能であること。
- コ Windows Feature Update や任意のアプリケーションの配信適用について、適用対象とする端末の条件、適用時点で必須とするディスク空き容量、適用スケジュール、適用成功要件を、管理者が指定できること。また、管理者が事前に設定することにより、端末ユーザが任意のタイミングで適用を開始することも可能であること。
- サ Windows Feature Update 適用前に特定のアプリケーションを最新バージョンにアップデートしておくことが必要となる場合があるため、適用順序を指定しておくことにより、複数のアプリケーションや Windows Feature Update の連続適用が自動的に実施可能であること。
- シ 適用スケジュールを管理者が指定する場合、Windows パッチや任意のアプリケーションの適用時に、事前に設定した任意のメッセージを端末ユーザに表示させることが可能なこと。
- ス 管理端末が接続している無線 LAN の SSID の情報を取得可能であり、許可されていない SSID の無線 LAN に接続した端末の特定が可能であること。
- セ 情報収集命令はリアルタイム及びスケジュールリングにより実施できること。
- ソ 管理者が入力した情報収集命令コマンドを自動で補完できること。
- タ 情報収集命令の結果は編集可能な様式でファイル出力が可能であること。
- チ エージェントインストール済端末と同じセグメント内のエージェント未インストール端末を探索できること。
- ツ 管理者権限はグループ化できること。

## 5 想定機種

- ・Tanium Core Platform（基本システム）
- ・Tanium Discover（追加モジュール）
- ・Tanium Patch（追加モジュール）
- ・Tanium Deploy（追加モジュール）

## 6 構築・導入・展開全般

- ア 本契約について、構築に関する計画書を作成のうえ、進行管理を行うこと。
- イ 本システムの構築に当たっては、必要な設計を行うこと。
- ウ ライセンス等について必要数を導入・展開し、納入すること。
- エ 導入において不具合等が極力生じないようにするため、導入・展開計画を策定しそれに沿って作業を進めること。

## 7 設計

- ア 構築段階における設計として、既存ネットワーク、既存システムなどの設定及び構成を踏まえたうえで、実現可能で、かつ、既存の構成等にできるだけ影響を与えないような設計を行うこと。

イ 全ての構築作業及び各種試験が完了した段階で、構築された資産管理システムが、機能面、運用面等において要求仕様を満たし、かつ、正常に稼働していることを最終的に判断することができる稼働試験についても設計を行うこと。

ウ 県における資産管理の実施状況に配慮し、職員への影響を最小限に抑え、かつ、安全で確実に実施可能な導入作業が実施できるよう留意すること。

エ 導入作業実施時には、業務端末や既存システムに関連するサーバ等において、担当職員及び既存ネットワークや既存システムに対する受託事業者に対して、可能な限り、負担が軽減されるような設計を行うこと。

## 8 基盤構築

ア システム基盤は仮想化することとし、県が指示する仮想基盤に対して構築を行うこと。なお、仮想化基盤の導入により、リソース効率化、冗長性向上による耐障害性・メンテナンス性の向上を目指した構築を行うこと。

イ 本システムは県が指定する仮想基盤(VMware ESXi)上に仮想アプライアンスとして構築すること。なお、必要なシステムリソースは次に記載する値相当とすること。

### Server① 1台

CPU：8コア

メモリ：32GB

HDD：2TB

### Server② 1台

CPU：8コア

メモリ：32GB

HDD：1TB

## 9 導入・展開

ア 端末へのエージェント導入については、利用者の業務を阻害することが無いよう考慮し、配布方法に関するレビューを作成すること。

イ 導入に用いるインストーラは、事前に県が準備する検証用クライアントを用いて動作検証を行うこと。動作検証の結果を運用管理者に報告し、承認を得たうえで全体の展開作業に移ることとする。

ウ 導入時においてはチューニングを施しつつ、県の状況に合わせた展開等を行うこと。また導入作業中に、職員端末に不具合が発生した場合は、速やかに原因を切り分け、対処することなどを想定し、導入及び初期展開の期間は9:00-17:00での常駐と同等の対応ができる体制を整えておくこと。

エ 県で現状運用しているADの組織情報と整合性が取れた、グループを作成すること。

オ 6,000台の端末を管理する点について考慮し、ネットワークや端末への負荷を必要最小限となるような仕組みを実現すること。

カ 端末へのエージェントのインストールに伴い、他のアプリケーションに影響が出ないようにすること。

- キ 県が指定する要件を満たす情報収集命令コマンドを検討し、作成すること。
- ク 端末へのエージェント配付については、県がその可否を決定するため、十分な情報を提供し、質問等について対応すること。
- ケ 県が求める運用に必要な手順を整備するにあたり必要な情報を提供すること。
- コ 構築作業を実施する前に、県が指示する場所で、ネットワーク管理資料及び既存の通信機器の設定を確認し、ネットワーク構成及び庁内ネットワーク構成を十分に把握すること。作業を実施するにあたっては、業務に与える影響が最小限となるよう、事前に設定を完了した上で設置作業を実施すること。
- サ 現地での試験は、可能な限り本番環境を利用せずに試験する方法を提案すること。本番環境を利用した事前評価については、事前に県の承認を得た上で作業を実施すること。
- シ ネットワークのセグメント間の試験については、県と協議の上、決定したポリシーに従い試験を実施すること。
- ス 各モジュールについては、インストールされ動作可能になった状態で引き渡すこと。
- セ 各モジュール及びその連携について事前に試験項目を提示し、県の承認を得ること。また試験項目基準をすべて満たした上で引き渡すこと。
- ソ 設定作業及び試験等の完了後に、パラメータシート（設定内容の詳細）と試験結果報告書（動作確認の結果報告を含む。）を提出し、県の承認を得ること。
- タ 端末の状態や設定を条件にした動的グルーピングを行い、指定されたグループを作成すること。

## 10 導入支援

- ア 利用方法のマニュアルを作成するとともに、県の運用担当部門に対し、使用方法の研修を実施すること。
- イ 利用方法のマニュアル（簡易マニュアルも含む）は日本語であること。
- ウ 利用方法のマニュアル（簡易マニュアルも含む）は編集可能であること。

## 11 運用保守業務

- ア 導入製品ならびに関連する仮想基盤を保守の対象とし、常に完全な機能を保つように保守を行うこと。契約期間終了日まで、安定的な運用を行うとともに、設定や操作方法等の問い合わせ対応等の運用・保守業務を行うこと。
- イ 本仕様書に記載されている要件を満たすものとし、運用保守要員への引継、及び教育を行い運用フェーズへの円滑な移行と安定稼働をはかること。
- ウ 導入初年度はメーカーサポートの有無を問わず、保守サポート体制を提供すること。
- エ ソフトウェアを導入したことに伴うサポートを適時実施すると共に有効活用の方法などについて相談できる体制を整えること。
- オ 運用・サポートについては、平日（土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する祝日及び12月29日から翌年1月3日までの日以外を言う。）9時から17時までの間行うこととし、それ以外の時間についてもメール等で受け付けること。
- カ 初年度は安定稼働を目指し、下記の内容で運用サポートを行うものとする。
  - ・ 正常な運転を維持するため、受託者は年一回、導入製品のバージョンアップ作業を行うこと。

- ・障害が発生した際の対応支援及び、県より導入製品に対する質問や依頼があった場合には速やかに対応及び回答すること。
- ・オペレーションエラーが発生時した際の基本的なエンドユーザーサポートを行う体制とすること。
- ・既知の問題及びチューニングに関してナレッジベースへの対応を行える体制とすること。
- ・未知の問題及びチューニングに関する導入製品のメーカーへのエスカレーションを行える体制とすること。
- ・Windows Feature Update の実施サポートにおいて、年2回程度の支援が可能であること。
- ・緊急性の高いセキュリティパッチ等の修正プログラムの適用が必要な場合は、県へ報告するとともに、県の承認のうえ、速やかに配信を実施すること。

キ バージョンアップなどで再度クライアント等を配布する状況が発生した場合は、配布について、サポートや支援をすること。

ク 県より、導入製品等に関する質問、依頼等があった場合には、速やかに対応及び回答をすること。

ケ 報告期間内の対応結果のサマリ、(緊急度の高いセキュリティ関連情報)を含む月次レポートを提供すること。作成レポートには、(導入端末の端末のパッチ適用状況など脆弱性につながる恐れがある情報等の健全性情報を含むこと。)

コ 製品の運用に関して導入年度は必要に応じて、県の担当職員に運用状況について報告会を設けること。

## 12 管理体制

ア 本件を履行するにあたり、本業務受託者は県の担当者ならびに端末運用管理者との円滑な協力体制を実現すること。

イ 本業務受託者は契約後速やかにプロジェクト計画書と共に作業工程表を作成し、県の承認を得ること。

ウ スケジュールについては、県の関係者が実施する作業、作業量及び県とのレビュー計画を明確にすること。

エ 適切な進捗管理を行い、月1回程度、状況確認等の報告を行うこと。

オ 進捗報告には計画と実際の進捗状況の差を明らかにし、遅延が発生している際はその原因と対策を明らかにすること。

## 13 成果品と納品方法

本契約受注者は、以下の成果物を作成し、県の承認を得ること。また、導入製品の運用開始日までに、以下の電子ファイルを格納した媒体1部及び書面(A4縦)1部を県に納品すること。

(1)プロジェクト計画書

(2)基本設計書

(3)パラメータシート

(4)試験結果報告書

(5)運用マニュアル

(6)定期保守作業計画表

- (7)保守作業完了報告書（媒体提出時は様式のみ）
- (8)月次運用レポート例（媒体提出時は様式のみ）
- (9)会議議事録（媒体提出後は都度提出すること）